4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆

○国土交通省告示第千百一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二十二日

国土交通大臣　前原　誠司

第一項の表帯広ＮＤＢの項及び高知ＮＤＢの項を削る。

第二項の表札幌ＶＯＲの項中「石狩郡石狩町」を「石狩市」に、「平成５年９月16日から供用再開」を「平成21年11月19日から平成22年２月10日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

小樽上繩にＶＯＲ同じ	北緯43°10′ 東経141°18′ 北海道石狩市	117.3	100なし	ＯＴＥ	24時間	平成21年11月19日	小樽ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表大津ＶＯＲの項中「平成21年７月30日から平成21年10月21日まで供用休止」を「平成21年10月22日から供用再開」に改め、同表玖珂ＶＯＲの項の次に次のように加える。

大路上繩にＶＯＲ同じ	北緯34°04′ 東経139°34′ 東京都三宅島三宅村	117.3	100なし	ＴＩＥ	24時間	平成21年12月17日	大路ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表雄山ＶＯＲの項中「東京都」の次に「三宅島」を、「平成17年１月20日」の次に「（平成21年12月17日から平成22年３月10日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

名瀬上繩にＶＯＲ同じ	北緯28°26′ 東経129°34′ 鹿児島県大島郡龍郷町	110.0	100な	しＮＡＥ	24時間	平成21年11月19日	名瀬ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表天城ＶＯＲの項を削る。

第三項の表奄美タカンの項中「昭和56年１月１日」の次に「（平成21年11月19日から平成22年２月10日まで供用休止）」を加える。

第四項の表青森ＩＬＳの項中「241°」を「240°」に改める。

第五項の表札幌ＤＭＥの項中「平成11年９月９日から供用再開」を「平成21年11月19日から平成22年２月10日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

小樽上繩にＤＭＥ同じ	北緯43°10′ 東経141°18′ 北海道石狩市	1,207	1なし	ＯＴＥ	24時間	平成21年11月19日	小樽ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表三宅島ＤＭＥの項の次に次のように加える。

大路上繩にＤＭＥ同じ	北緯34°04′ 東経139°34′ 東京都三宅島三宅村	1,207	1なし	ＴＩＥ	24時間	平成21年12月17日	大路ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表雄山ＤＭＥの項中「東京都」の次に「三宅島」を、「平成17年１月20日」の次に「（平成21年12月17日から平成22年３月10日まで供用休止）」を加え、同表笠利ＤＭＥの項の次に次のように加える。

名瀬上繩にＤＭＥ同じ	北緯28°26′ 東経129°34′ 鹿児島県大島郡龍郷町	1,008	1なし	ＮＡＥ	24時間	平成21年11月19日	名瀬ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表天城ＤＭＥの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十一年十一月十九日から施行する。ただし、第二項の表大路ＶＯＲの項、同表雄山ＶＯＲの項、第五項の表大路ＤＭＥの項及び同表雄山ＤＭＥの項の改正規定は同年十二月十七日から、第二項の表大津ＶＯＲの項、同表天城ＶＯＲの項及び第五項の表天城ＤＭＥの項の改正規定は公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百二号

稚内空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月二十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　稚内空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　稚内空港内及びその周辺　北海道稚内市

四　変更した事項（変更前の事項については、昭和六十三年運輸省告示第四百五号及び平成十九年国土交通省告示第八百七十五号を参照。）

イ　三　航空灯火の位置及び所在地を次のとおり変更した。

稚内空港内　北海道稚内市

ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表進入灯（簡易式）の項を次のとおり変更した。

進入灯（簡易式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路26側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間

ハ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表風向灯の項を次のとおり変更した。

風向灯	白熱電灯、不動光		飛行場灯台の東北東約千七百七十メートル及び北西約七百七十メートルの位置

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十一年十一月十九日